

判断力低下への備え「任意後見制度」

判断能力が低下した人を保護・支援する制度に「成年後見制度」があります。その中でも、前もって後見人を自分で決めておくことができる「任意後見制度」についてご案内します。

「成年後見制度」とは

認知症などで判断力が低下した人の財産を守り、契約等を支援する制度です。

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

任意後見制度・・・将来判断能力が衰えた時のために前もって備える制度

法定後見制度・・・判断能力が不十分になった時に利用できる制度

	財産 管理者	手続き できる時期
任意 後見	自分が 選任した 任意後見人	判断能力を 失う前
法定 後見	裁判所が 選任した 成年後見人	判断能力を 失った後

任意後見制度

～将来の安心のために今から備える～

例えばこんな不安を抱えているときに

判断能力が落ちてきたとき、
子どもや周りに迷惑をかけ
たくない

一人暮らしで子どももいないので、
詐欺にあたり、入院したりした時
頼れる人がいない

任意後見制度の流れ

元気なうちに

任意後見人を自分で選ぶ

どんな人に頼んだらいいの？

- 子ども・親族・信頼できる人
- 法人（社会福祉協議会・NPO法人など）
- 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士など）

自分の生活環境や価値観を理解してくれる信頼できる人を選ぶ

できるだけ自分と歳の離れた歳下の人を選ぶ

（歳が近いと、支援が必要となった際、任意後見人による業務を行うことが困難となる場合もあるため）

支援の内容や報酬など、任意後見人になる人と話し合っ

どんな内容の支援が受けられるの？

財産管理	身上保護
● 預貯金の管理 ● 公共料金・社会保険料・税金等の支払い ● 不動産の維持管理 など	● 医療契約 入院契約 介護契約 ● 福祉関係施設入退所の契約の代理 ● 要介護認定の申請 など

- ※任意後見人にできないこと
- ・手術や延命治療など医療行為への同意はできない
 - ・日常生活における介護や家事などは職務に含まれない
 - ・本人が結んだ契約を取り消すことはできない

